

交渉結果報告書

市長公室 人事課

交渉内容 平成21年6月支給の期末・勤勉手当の支給割合について
 交渉日時 平成21年5月18日(月) 14時~15時45分
 交渉場所 うじ安心館3階 大会議室
 交渉出席者 当局側 久保田市長 平本人事監 梅垣市長公室長 宇野次長 星川課長
 秋元主幹 蒲原主幹 山田給与係長
 組合側 小野執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長他執行委員等
 計13人

<p>概要</p>	<p>労働組合に対し、「平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合の一部0.2月の凍結」を提起し、市長出席のもとで協議を行った。</p>
<p>組合側の主張</p>	<p>市長として、今回の人事院勧告について、どう考えているのか。 提起書の内容で、「現行の条例にかかわらず、支給割合について一部凍結する」と記載されているが、給与の条例主義に反するのではないか。どういう意図なのか、詳しく記載してもらわないと、交渉にもならない。 今回の人事院勧告は、まさに「政治勧告」である。さらにまだ交渉中の中小企業が8割にもおよび、その賃金決定にも大きなマイナスの影響を与えるもの。 労働組合としては、今回の人事院勧告は、民間調査結果の少なさなど、民間実態を正確に踏まえたものではない。そういった中では、8月の本勧告を踏まえて提起するのが本筋ではないのか。また、内容的にも時間的にも妥結にいたることは無理な提起と捉えている。 本日の交渉内容を踏まえ、当局として改めて夏季一時金の取扱いについて検討されたい。</p>
<p>当局の主張</p>	<p>今回の人事院勧告については、緊急の民間支給状況調査によるもので回答数が少ないが、民間の状況や市民世論をふまえた勧告と一定評価する。また、調査結果は、調査対象の約2割の一時金支給決定状況を踏まえたものであるが、今後の中小企業の回答・妥結内容はさらに厳しいものが予測される。12月に、6月分も含めてまとめて期末・勤勉手当を引き下げれば、期末・勤勉手当を分散して引き下げたほうが、負担感が軽減されるのではないか。 提起書の内容であるが、条例の本則を改正するのではなく、附則により、暫定的に支給月数の一部凍結を行うことから、そういった記載にしたものである。 期末・勤勉手当は、市民の税金で賄われており、市民感情を踏まえれば京都府下の自治体で本市だけが実施しないということにはできない。尚、今回の措置は暫定的な一部凍結であり、予算を減額することはしない。あくまでも、期末・勤勉手当の一部凍結という提起であるので理解していただきたい。 当局としては、今回の交渉は提起しているとおり、夏季一時金の凍結のみが課題であると認識している。他市状況等をふまえ次回交渉対応としたい。</p>